

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
3月8日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 保安林指定の解除(平生町)(森林整備課)……………四
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………四
- 公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………四
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………五
- 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五
- 岩国南都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五
- 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
- 岩国都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
- 岩国都市計画画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
- 選管告示  
政治団体の名称等……………六
- 政治団体の異動事項……………七



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月八日

### 山口県規則第五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

別記第十二号様式の(裏)中「~~職業訓練~~」を「~~職業訓練~~」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県知事 村岡 嗣政

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

ものづくり技術	三〇人
---------	-----

を

溶接技術科	二〇人
機械加工科	一五人

に、

溶接科短期コース	一〇人
CAD/CAM短期コース	一〇人

を

CAD/CAM短期コース	一〇人
--------------	-----

に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。



山口県告示第六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年三月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 徳山積水工業株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 徳山積水工業株式会社

所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 ( $m^3$ / 日)力	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要
三三三〇口	一	平成三二、 四、二五	平成三二、 七、三一	平成三二、 八、二	断 続	八 時 間	変 動 な し

備考 「三三三〇口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		浮遊物の質量 (mg/l)	窒素の値 (mg/l)	リンの値 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通	最				
三三一口	六・八	七・三	一〇〇	一一〇	五	一〇
	六・四	七	六・四	七	〇・〇八	〇・〇九

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
COD処理施設	コンクリート製	一、〇〇〇	活性汚泥・沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)		
加圧浮上処理施設	ステンレス製	四八〇	加圧浮上	〃	〃	〃			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚水等の汚染状態の値		浮遊物の質量 (mg/l)	窒素の値 (mg/l)	リンの値 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通	最				
COD処理施設	処理前	七	七・五	四〇	六〇	一一	一一
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
加圧浮上処理施設	処理前	六・八	七・二	二二	二九	四〇	四一
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排出水の汚染状態の値		浮遊物の質量 (mg/l)	窒素の値 (mg/l)	リンの値 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通	最				
水素イオン濃度 (水素指数)	七	七・五	四〇	六〇	一一	一一
化学的酸素要求量 (mg/l)	一六〇	一八〇	二五	三〇	八	一〇
浮遊物の質量 (mg/l)	二二	二九	四〇	四一	四〇	四一
窒素の値 (mg/l)	六・四	七	六・四	七	〇・〇八	〇・〇九
リンの値 (mg/l)	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四	〇・一四
排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三

No. 1	排水口	七・二	六・五	五・六	二・二	五	一〇	検出せず	〇・九	四	〇・一	〇・二	八、一五〇	八、五二四
-------	-----	-----	-----	-----	-----	---	----	------	-----	---	-----	-----	-------	-------

山口県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

熊毛郡平生町大字尾国字道口一〇〇四五の一・一〇〇四五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

田布施加入区



(五四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十一年三月八日から同年七月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス山の田店  
所在地 下関市山の田本町一の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 横山 英昭

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 横山 英昭

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二六〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

三六台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

閉店時刻

株式会社コスモス薬品

午前九時

午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成三十一年二月二十七日

(五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十月二十三日山口県公告(二三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年三月八日から同年四月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス光井店

所在地 光市中央二丁目一七の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十月二十三日山口県公告(二四〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年三月八日から同年四月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン防府中関店

所在地 防府市大字田島五四二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五七) 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・四・十七柱野大竹線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五八) 岩国南都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国南都市計画墓園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国南都市計画墓園一平原墓園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(五九) 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

和木町から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(六〇) 岩国都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

和木町から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(六一) 岩国都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

和木町から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画土地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画土地区画整理事業和木地区土地区画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出（年月日）
瀬村尚典後援会	北野 顕雄	瀬村 めぐみ	岩国市新港町4丁目7番31号		平成30、4
長岡辰久後援会	山田 泰之	長岡真理子	通津2282		” ” 18
矢野まさあき後援会	貞中 哲一	矢野 匡亮	” 由宇町4401の1		” ” 3

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十一年二月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党軽自動車支部	大原 敏之	代 表 者	大原 敏之	竹村 莊一郎	平成30、 6、8
自由民主党山口県LPガス支部	服部 典之	〃	服部 典之	福田 誠	〃 5、24
全国LPガス政治連盟山口県支部	〃	〃	〃	〃	〃 〃
藤井律子後援会	箱崎 壽美枝	〃	箱崎 壽美枝	石村 敏昭	〃 6、30
村岡つぐまさ後援会	河島 繁太	〃	河島 繁太	松永 博男	〃 7、2
		会計責任者	〃	〃	
山口県医師連盟	河村 康明	〃	加藤 智栄	林 弘人	〃 6、14
山口県土地改良政治連盟	守田 宗治	代 表 者	守田 宗治	江原 清	〃 4、1

平成三十一年三月八日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁